

【概要】経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令案等について

令和 8 年 7 月
大臣官房調査統計グループ
鉱工業動態統計室

1. 経済産業省生産動態統計調査の概要

- ・経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計として総務大臣の承認を受けている経済産業省生産動態統計を作成するための調査である。
- ・本調査は、法第 56 条の 2 の規定に基づき定められた経済産業省生産動態統計調査規則（昭和 28 年通商産業省令第 10 号。以下「調査規則」という。）により、鉱工業の生産活動の実態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施される。
- ・本調査により作成される統計は、鉱工業の生産品目ごとの生産、出荷、在庫等の実態を月次で把握し鉱工業の動態を明らかにする統計として、景気判断、産業活動分析、産業振興施策の立案、業況把握や経営判断等の基礎資料として幅広く利用されている。

2. 調査規則の改正の背景及び目的

- ・令和 9 年 1 月分調査からの調査票改正を予定して、我が国の鉱工業生産における各製品の市場規模の変化等を踏まえ、生産規模が縮小している品目等については統合・削除等を行う一方で、近年市場規模が拡大してきている品目等については新設を行う。
- ・改正のための判断は、令和 7 年 8 月に統計委員会で承認された「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」（以下「統一基準」という。）に基づいて行っており、見直しに際しては、調査品目の関連業界団体、省内外の関係部署との調整を踏まえて改正案を作成した。また、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査票の再編・統合についても検討を行い、改正案を作成した。
- ・とりまとめた改正案については、本年 2 月から 3 月にかけてパブリックコメントによる意見の募集を行った上で、3 月に総務大臣に対して、法第 11 条第 1 項に基づき本調査計画の変更申請を行い、同月の統計委員会に諮問され、内容の審議を経て、6 月の答申をもって承認された。

3. 具体的な改正事項

（1）調査規則（省令）の一部改正

統一基準に従って年間出荷額の少ない品目や秘匿品目の統廃合及び新規品目の採用を行った結果、調査規則の別表に記載している生産品目の一部に変更が生じるため、以下の表の例示のように当該変更箇所を改正する。

統一基準を踏まえた調査品目の見直しの例示

区分	統一基準の内容	調査品目例	別表改正
新規採用	a. 年間出荷額が500億円以上の商品のうち、調査が可能なもの	紙管（紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その2）） 鉄粉・鉄系粉末、うち、粉末冶金用（鉄鋼月報（その7））	追加
	b. 上記に加えて、行政上必要な商品	シリコンウエハ（回路形成済み）（機械器具月報（その15）） 半導体材料ガス、半導体製造用薬液（化学月報）	
統合	c. 基準（年間出荷額100億円）未満、かつ、類似商品との統合が可能なもの	「再生・半合成繊維糸」、「アクリル糸」、「ポリエステル糸」、「その他の合成繊維糸」（旧紡績糸月報） →「化学繊維紡績糸」（繊維・生活用品月報（その1））	改正
	d. 秘匿処理が必要な商品、かつ、類似商品との統合が可能なもの	「銑鉄__製鋼用銑」、「銑鉄__鋳物用銑」 →「高炉銑」（鉄鋼月報（その1））	
削除	e. 基準（年間出荷額100億円）未満、かつ、類似商品との統合が困難なもの	避雷装置（旧機械器具月報（その29）） 補聴器（旧機械器具月報（その34））	削除
	f. 秘匿処理が必要な商品、かつ、類似商品と統合が困難なもの（1（1）③ii）	電気かみそり（旧機械器具月報（その31）） 薄型テレビ（旧機械器具月報（その34））	

（2）生産動態調査票の様式（告示）の一部改正

統一基準に従って年間出荷額の少ない品目や秘匿品目の統廃合及び新規品目の採用を行うとともに、調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、109種類の調査票を55種類に統合したことから、「経済産業省生産動態統計調査規則第7条第2項の規定に基づく生産動態調査票の様式」（令和4年経済産業省告示第199号）について改正を行う。

4. スケジュール（予定）

令和8年	7月下旬～	パブリックコメント
	12月上旬	公布
令和9年	1月1日	施行